

あきる野市保育の利用に関する規則の運用基準

あきる野市保育の利用に関する規則（平成26年あきる野市規則第22号。以下「規則」という。）第4条第2項に定める、利用の調整に必要な事項については、以下のとおり運用するものとする。

- 1 同一の保育所等における同一のクラスで申込者の点数が同点だった場合について
 - (1) 利用調整会議を開催し、保育所等の利用を決定するに当たり、規則別表に定める利用調整基準の基準点数を合算し、調整点数を加算して得た点数が同じだった場合には、規則第4条別表備考の内容を考慮した後、次に掲げる状況により、その順番に判定する。
 - ① 転所を希望する者よりも、新たに保育所等の利用を希望する申込者（保育所等を利用していない児童の保護者）を優先する。
 - ② 市外の保育所等からの転所については、当該保育所等を引き続き利用できない場合を考慮する必要があるため、市内の保育所等からの転所よりも、市外の保育所等からの転所を優先する。
 - (2) (1) による判定においても決定しない場合、次の①から⑥までの状況を総合的に判断し、優先度の高い児童を決定する。
 - ① 就労日数及び就労時間
 - ② 通勤時間の長さ
 - ③ 育休からの職場復帰時期
 - ④ 同居の家族（父母を除く。）の状況
 - ⑤ 祖父母の状況（居住地、健康状態、就労の有無など。）
 - ⑥ その他保育の必要性に係る事項
- 2 管外の区市町村長又は福祉事務所長からの規則第9条の規定による協議（以下「管外協議」という。）について
 - (1) 管外協議があった場合において、次に掲げるときは、管内の保育所等の利用を認めるものとする。
 - ① 保護者が、市内に在勤している、又は在学しているとき。
 - ② 保護者が、合理的な経路により、市内を経由して通勤している、又は通学しているとき。
 - ③ 里帰り出産のため、妊娠、出産を要件とし、市内の祖父母宅等に一時的に滞在するとき。
 - (2) 利用の調整に当たっては、市民が利用する保育所等を決定した後、利用定員にまだ充

分な余裕があるときに管外協議による利用を決定するものとする。

- (3) 市内の保育所等を利用している児童の保護者が、市外への転出をした後も、引き続き保育所等の利用を希望するときは、当該年度内に限り、管外協議により、(1)の要件にかかわらず、保育所等の利用を認めるものとする。

3 職場復帰するため、育休取得中に利用の決定をした場合について

- (1) 入所日の翌月の14日を育休から職場復帰する期限とする。職場への復帰を確認するため、保護者は、その月の末日までに、育児休業終了(予定)証明書を市に提出するものとする。
- (2) あきる野市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則(平成26年あきる野市規則第21号)第5条別表の育児休業を事由とする保護者について、同規則第9条第2項に定める期間が終了した場合は、事由を労働に変更し、(1)の規定を適用できるものとする。